

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	協議会運営委員謝礼	0	協議会運営委員謝礼	0	協議会運営委員謝礼	26
	食糧費	協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	2
	委託料	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,844	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,939	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,845
	負担金補助及び交付金	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	159	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	122	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	一日あたりの平均受診者数	3.4人	3.6人	3.9人	3.6人		

（問題点・課題）	区内1箇所では、地域に偏りがあり受診しにくいという声も一部にあるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断する必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 区） 平日夜間小児初期救急事業実施区・・・千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

況議（要質問状）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
----------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	妊娠高血圧症候群等医療給付事務	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
		担当者名	大村	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	妊娠高血圧症候群等医療給付事務(01-04-01)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50 年度	根拠	母子保健法		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区医療費助成事業実施要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因となるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、出生児に対する影響も著しいので、早期に適切な医療を受けることを容易にするため、これに必要な医療費の助成を行なう。				
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする 妊娠高血圧症候群等 糖尿病 貧血 産科出血 心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たすものの中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠高血圧症候群等の医療助成制度 助成医療費は、妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用のなかで、医療保険を適用して生ずる自己負担額である。 ・手続方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊娠婦若しくは配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書を添付して、保健所に申請、医療助成の対象者と認定したときには、医療券を申請者に交付する。 				
経過					
必要性	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を防ぐために必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	417	74	82	82	716	139	84	
決算額（25年度は見込み）	416	20	35	0	714	138	84	
人件費等	854	847	814	872	1,270	1,239		
減価償却費						484		
【事務分担量】（%）	10	10	10	10	15	15		
合計（ + + ）	1,270	867	849	872	1,984	1,861	84	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,270	867	849	872	1,984	1,861	84	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
給付件数	2	1	1	0	5	3	2	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	診断書	1		診断書	1	診断書
委託料	妊娠高血圧症候郡等事務費	1		妊娠高血圧症候郡等事務費	1	妊娠高血圧症候郡等事務費	1
扶助費	妊娠高血圧症候郡等医療費	712		妊娠高血圧症候郡等医療費	136	妊娠高血圧症候郡等医療費	81

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	給付件数	0	5	3	2		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を予防するため必要な事業であり引き続き実施する。

況議 （要 旨 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	未熟児養育医療給付	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
		担当者名	大村	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	未熟児養育医療給付(01-04-02)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50 年度	根拠	母子保健法第20条		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区医療費助成事業実施要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかり易く、その死亡率はきわめて高いばかりか心身の障害を残すことも多い。したがって出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、母子保健法の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行う。				
対象者等	出生児体重2,000g以下のもの又は生活力が特に薄弱であって、一般状況、体重・呼吸器・循環器・消化器・黄疸などの症状が、母子保健法に規定する未熟児で医師が入院養育を必要と認めたもの。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法 給付の申請は保護者が行なうこととし、申請書に意見書・世帯調書及び各種所得証明書を添付し、保健所長に申請する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。 ・給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察・薬剤または治療材料の支給・手術・病院への収容で、公費負担額は各種保健を適用して生ずる自己負担額である。なお、自己負担額のうち、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者からの委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 				
経過					
必要性	未熟児の死亡率を低下させる援助であり必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	21,545	9,558	8,934	12,898	13,929	10,965	10,092
	決算額（25年度は見込み）	18,200	9,154	6,291	10,292	13,068	10,433	10,092
	人件費等	854	847	814	872	1,270	1,239	
	減価償却費						484	
	【事務分担当】（%）	10	10	10	10	15	15	
	合計（+ +）	19,054	10,001	7,105	11,164	14,338	12,156	10,092
	国（特定財源）	7,391	4,160	1,290	5,107	3,534	4,477	5,111
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	1,770	2,554	2,385	2,275	2,683	3,383	2,007
一般財源	9,893	3,287	3,430	3,782	8,121	4,296	2,974	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	申請件数(実人数)	42	30	28	40	39	42	37
	給付件数(延人数)	100	95	73	111	129	106	95

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	養育医療意見書	1		養育医療意見書	0	養育医療意見書
委託料	事務費	6		事務費	5	事務費	5
扶助費	医療費	12,656		医療費	10,428	医療費	10,084
償還金	補助金返還金	404					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	申請件数（実人数）	40	39	42	40		25年度（見込み）の申請件数は22～24年度の平均
	給付件数（延人数）	111	129	106	115		

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	未熟児の死亡率を低下させるため重要な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	小児慢性疾患医療費助成		部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
			担当者名	鈴木（悦）	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）						
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	8年度	根拠	児童福祉法第21条の9の2	
終期設定	有	無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	小児医療の充実[03-05]				
目的	慢性疾患により長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付等を行う。					
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も助成の対象とする。					
内容	助成内容 1. 対象児童が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付を適用し、その額から自己負担限度額を控除した額を助成する。 なお、重症患者認定に認めれた場合は自己負担限度額はない。 2. 高額療養費制度に該当する場合は、その限度から月額負担限度額を控除した額を小児慢性疾患で助成する。 3. 対象児童が生活保護を受けている場合は、その医療費を小児慢性疾患で助成する。 4. 入院時食事標準負担額(ただし、一部の疾病は対象外)を助成する。					
経過	平成17年4月1日 厚生事務次官通知に伴う事業から児童福祉法に基づく事業となる。					
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担を軽減するために必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

		（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	予算額								
	決算額（25年度は見込み）		經由事務のため予算計上なし						
	人件費等	427	424	1,141	1,273	818	813		
	減価償却費				1,017	933	968		
	【事務分担量】（%）	5	5	5	35	30	30		
	合計（ + + ）	427	424	1,141	2,290	1,751	1,781	0	
	国（特定財源）								
	都（特定財源）				28	27	27	27	
	その他（特定財源）								
	一般財源	427	424	1,141	2,262	1,724	1,754	-27	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	申請件数	120	107	107	112	108	110	120	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	

(問題点・課題分析)	<p>特段の問題点、課題はない。</p>
他区の実況	<p>(実施 区 未実施 区)</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	<p>小児慢性疾患に罹患している児童等の療養支援のため必要な事業である。</p>

(議会議決要旨)	<p> </p>
----------	----------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	育成医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	育成医療給付（01 - 04 - 04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠法令等	障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援法施行令第27～35条、荒川区障害者総合支援法施行細則第11～15条		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるもの。				
内容	<p>（申請方法等） 申請は育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を保健所長に提出する。育成医療の給付を決定したときは、自立支援医療費支給（変更）認定通知書、受給者証、自立支援医療（育成医療）上限額管理票を保護者に交付する。</p> <p>（給付の内容） 指定医療機関における診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術（マッサージ）、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>				
経過	<p>平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。</p> <p>平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。</p>				
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,973	2,138	2,422	2,021	2,249	9,591	2,103	
決算額（25年度は見込み）	925	647	2,247	1,919	1,437	4,885	2,103	
人件費等	854	1,694	1,221	1,831	847	826		
減価償却費				610	311	323		
【事務分担量】（%）	10	20	15	21	10	10		
合計（+ +）	1,779	2,341	3,468	4,360	2,595	6,034	2,103	
国（特定財源）								
都（特定財源）	925	634	2,247	1,865	1,436	4,884	1,573	
その他（特定財源）								
一般財源	854	1,707	1,221	2,495	1,159	1,150	530	
実 績	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
申請件数	13	11	17	18	14	13	15	
の 推 移								

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品		1	消耗品	1	消耗品
委託料	事務費		3	事務費	3	事務費	4
扶助費	医療費		1,433	医療費	4,881	医療費	2,098

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	自立支援（育成医療）認定者	18	14	13	15	14	

（問題点・課題 指標分析）	<p>育成医療の申請は所得制限の導入、自己負担限度額の設定等、件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。</p> <p>区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加していると推測される。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>選択権は区民にあるが、障害者自立支援法に基づく育成医療が、「子ども医療助成事業」に優先する旨を説明することで、理解を得よう努める。</p>	<p>引き続き「子ども医療助成事業」との関係性を説明し、区民の理解を求めていく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	身体に障害のある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	療育医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	療育医療給付（01 - 04 - 03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	児童福祉法20条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。				
内容	<p>（申請方法） 申請は療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を保健所長に提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。</p> <p>（給付内容） 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して、必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条の2による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。</p>				
経過	平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により区に事業が移行され審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。				
必要性	結核に罹患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移								
予算額	107	107	107	107	107	107	107	
決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	107	
人件費等	854	424	407	87	85	0		
減価償却費				29	31	0		
【事務分担量】（%）	10	5	5	1	1	0		
合計（+ +）	854	424	407	116	116	0	107	
国（特定財源）								
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	98	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	6	
一般財源	854	424	407	116	116	0	3	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
申請件数	0	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	診査事務委託基金	0	診査事務委託基金	0	診査事務委託基金	1
扶助費	医療費・学用品・日用品	0	医療費、学用品等	0	医療費、学用品等	106	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	申請件数	0	0	0	0	0	実績及び推計数値

（問題点・課題）	特別区に事務移管された平成12年度から24年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業である。申請はないが、制度が存続するため現状を維持する。

況議（要旨）	
--------	--